

新型コロナウイルス対策農業収入保険加入促進緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、新型コロナウイルス対策農業収入保険加入促進緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大並びに大規模自然災害による価格下落及び収量減少等のあらゆるリスクに対して安心して経営してもらうために、農業者が農業収入保険に加入し、農業者の負担軽減とリスクへの備えの強化により、経営の安定をもって地域農業の維持・発展を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の3月25日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から施行し、令和3年10月11日以降から適用する。

別表1（第3条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
新型コロナウイルス対策として令和3年度に初めて農業収入保険へ加入した農業者及び法人に対し、掛金の一部を助成する事業	鳥取県農業共済組合	令和3年度に農業収入保険に初めて加入する農業者及び法人の保険料（掛捨て部分）	1 / 3	補助金の増額
新型コロナウイルス対策として令和3年度に農業収入保険へ継続して加入した農業者及び法人に対し、掛金の一部を助成する事業		令和4年1月以降を保険期間とする農業収入保険に加入する農業者及び法人（継続加入者）の保険料（掛捨て部分）の一部※ ※農業収入保険の危険段階別保険料率の改定に伴う保険料（掛捨て部分）の加入者負担増加額（令和4年1月以降に加入する区分における増加額）		